

時事新報

第千三百三十五號
明治十九年七月廿三日 金曜日
丙戌六月廿二日 (甲申)
八月廿七日 九時十分
八月廿八日 九時十分
八月廿九日 九時十分
八月三十日 九時十分
西曆一千八百八十六年

時事新報定價

本報定價
一月 一元
三月 三元
半年 六元
一年 十二元
外埠寄費在內
廣告費
第一版 每行 一元
第二版 每行 八角
第三版 每行 六角
第四版 每行 四角
長期刊登 另議
零售每份 五分

時事新報

秘密は何人にも秘密たるべし

商賣理財の事に關しては秘密を要するの箇條甚だ多し
例へば今政府は世間の理財上は影響するやうの規則
を布達するが如き場合には其布達前之と秘密として何
人にも秘密にせざる可らず若し或る筋の情實を以て之
を或る商家に内通せるとも有りたらんには其内通を
得ざるものは百發百中奇利を占む可しと雖も所謂或
る筋に疎疎なるものは氣の毒にも幾多の損毛を招かざ
るを得ざるも右の秘密事は官の筋に接近するものが
兎角先づ之を豫知するの實あるが故に當局の人々おし
て大に注意する所あらざれば世上一般に利益を擧げて
或る一二人の犠牲を供するが如きと云ふ可らざる
政府にて官吏が商賣に従事するを禁ずるが如き其理由
様々なりと雖も彼等をして秘密の鍵を濫用せしめ
ざる事も亦其理由の一箇條ならんと信するあり
夫れと是れと之を稱異なれども序に一言し置かんとする
は他事に非ず我政府にては曩に向ふ三箇年間は海軍公
債千七百萬元と募集する旨を布告去第一回募集金額五
百萬元は去る十日までで募集済みと爲れり扱て同公債
の募集に應ずるの法は一様何圖にて何千何萬元の募集
に應ずべしと入札を封之に券面金額一割の應募
保證金を加へて公債募集事務所へ送り事務所にては開
札の上最高價に應募者を次第して順次に之に割り渡す
の例あるが如き所に據れば初め此應募入札の募集事務
所よ建するや事務所の人々直之と開封するを得
るよと斯くて事務取扱ひの際自然諸人の耳目に觸る
よりして何時の間にか何人何圖の割合を以て何万圓應
募したる何種の人か最も多く入札して最も高價を擧
げり多額の人か知る所と爲り或は其一覽表を製して
之を所持するものさへ亦た非ずとの噂あり但し商賣
上には種々様々な引もあることなきは此一覽表として
何れに就き商人等が爲にする所ありて漫々作爲したる
ものも知る可らずと雖も若し左も亦くして表の文
字が凡そ眞實と認めたる數にてもあらば此邊に接近す
るの便宜を得ざる者内々一覽表と一見し今回の公債
を關して世上の人衆如何、凡そ何百萬元だけ券面價
格を上ると何圖以上にて入札ありたる募集済の後は大
抵何程度の價格を保つとを得べしと預先同公債募

集の中の模様と通覽了りて扱ていよ、募集期も切
迫したる處にて何圖に於て應募せんと決心して恰かも
落札せんする價格にて申込みば地と打つ外外ると
も如何で此申込みの外なき思ひの儘に公債を落す
とを得べしと譯柄あらん今回の募集は期限迫りて巨額
の應募と申込みざるものある由かれども此應募者など
は蓋し其見込の確的あるを豫知するの方便も乏しから
ざりしものにてはさかか免に角世間公債の募集も應ず
るものが世間の人氣は如何あらん、何圖も入札せば落
札せんとて暗中摸索する其傍に獨り炬を此暗中に照ら
して應募の金高及び價格を窺ふれば便を得るものありて
はこれを稱えて事の宜しきを得たるものといふべから
ざるが如し然りと雖も既に復た議す可からず海軍
公債千七百萬元中五百萬元は既に募集済と爲りたる
とも殘額千二百萬元は向ふ三箇年間に之を募集するの
日ある可し此追募の時に當りては更に募集事務取扱
の方法を改良するよと必要ならん其改良の細目に就ては
當局者の所見も亦る可しと雖も今後應募者は入札封
の表面に應募金額何圖と認先之に保證金を添へて事
務所に申込みと爲し一様何圖にて應募するや封中
に秘記して募集終了開札の日さへ一切封を禁ずる
と最も肝要の事ならん若し亦く今日までの例を慣行
せし募集事務所に秘記の便に非ざる可しと雖も感ず
ること避くべからざる所にして公債募集法の宜しきを
得たるものと云ふ可らざるが如き商賣理財の事は世上一
般の利益を關する大なり其秘密を屬する所は飽くま
るも秘密にして何人にも秘密たるを要す因て今後の爲
め此一言するもれあり

官報

○閣令第二十五號
明治十六年(四月)太政官第十號布達ヲ廢止ス
明治十九年七月二十二日
内閣總理大臣伯爵伊藤博文

○閣令第二十五號參照
太政官明治十六年(四月)第十號布達
北海道へ轉籍移住者手續別紙ノ通相定メ本年七月一日
ニ施行ス

但明治十五年(五月)第十號同年(七月)第十五號布達
及同七年(七月)舊閣拓使第二號連第一第二第三條ハ
本文施行ノ日ヨリ廢止ス(別紙略ス)

虎列刺

漢行地	日	新死者	要者死亡
京都府	七月十九日	十五人	十五人
兵庫縣	同	四十八人	三十四人
和歌山縣	同	八人	六人
神奈川縣	七月二十日	五十九人	六十三人
大阪府	同	百九十九人	百四人
京都府	同	十三人	十九人
兵庫縣	同	四十二人	三十九人
岡山縣	同	十八人	十四人
和歌山縣	同	九人	八人
愛媛縣	同	五十八人	二十五人
合計	新死者三百七十二人	新死者二百五十三人	

支那人の損害賠償案 去る六月四日北米合衆國上
院に於て昨年九月ワイオミングのロックス スプリングの
暴擧に於て支那人の被りたる損害に對し十五萬弗の賠
償を與ふるの議案を議決したる由に既に前院に記せし
が當時此議案は反對きたるは上院議員コックレル氏一
人にして其反對論の要旨は右暴擧に就き官の筋に遠去
たる報告書に由れば暴擧の際損害を被り其賠償を請求
するもの皆外國人なり此外國人即ち支那人の米國に
來りたるは恰も奴隸の形にて來りたるものとして支那
政府も能く之を認知せり又此支那人は其工銀は下廉な
るが爲めに米國労働者の職を奪ひざるものにはならずや
斯る支那人又は他の外國人に米國人民より大なる賠償
の權利を與るは實に不當のふとに於て當初大統領及び
外務卿が此議案を提出したる趣意は法律上は義務より
起りたることと非ずして單に支那人を懲むの心より出
でたるに過ぎざるありと云ふに在りしと

○芝區役所 過日米芝愛宕町警察署屬の空地に新築中
なる同役所の工事は本年十月頃迄には遷移落成の見込
ありし

○大八洲學會 府下の國學家本居豐顯、久米幹文、小杉
相村の三氏が首唱となりて日本橋區本石町二丁目十八
番地に設置せらる大八洲學會は追々盛大に起り全國の
會員既に千名以上よりなるに付本月より雜誌を發兌
去會員に頒ちたるよし

○岐阜通信 (七月十五日發) 義に屬す電信を以て報道
したる縣下各郡に發生したる虎列刺病は何れも特種性
にて傳染の模様を以て太く結核なる次第あり○電信に
て報道したる加茂郡太田村の警察分署開場式は田舎に
ては珍らしき賑ひありし由該新築費は二千圓餘を超た
れど總て該郡有志者の寄附金を以て之を充て前深山の
餘裕を生じたるに付各縣令始め諸席を乞ふて立派な成
功式を執行せしあり○岐阜郡上有知村の舊自由黨島
森友吉氏は上有知分署へ拘引とあり直ちに警視廳へ護
送せられたりといふ蓋し例の國事犯嫌疑事件ならむ○
當地漢學私塾は二十餘もあれど其學の私塾は一箇所も
なし以て民心の傾向を卜知すべし○岐阜縣師範學校に
ては從來百二十三名の生徒ありしを此頃其中の優秀生
九十名を殘し他は總て依願退校せしむるよし○岐阜
の特産物なる納涼提燈は從來數度川原直次郎といふ
人が一手にて製造販賣せし如き有様なりしが今度同地
笠石町の神谷商店より同様の品物を製造販賣せしより
暗に競争の体となり益々精進細密と加ふに到り代價も
幾分低降せり○久しく衰頹の慘況に陥りて世人の
信用を失ひたる縣下の養蠶繅絲は稍々景氣を挽回した
るが如し製法を改良せし好結果ならん○當地にては本

月三日頃には雨
熱甚しく華氏寒暖
所も少きあり

○金澤通信 (七日)
一日より當區博覽
取扱へり○重業
系場内も設置あり
同所内へ商業市場
支會にては令度衛
其筋の許可を得る
區役所は本日より
まで改めたり○
搾社及殖牛社を以
牛を飼養し日々數
下を従前は一合に
まで引下たり○
は先月十九日初め
まで日々一兩名宛
八名及び又縣
の二は死亡せりと
したるを付去る一
豫防費として一萬
決せり○加越能三
家及三州出身の人
る東京育英社に於
一名を募集し上京
當區私立金澤學校
因に云ふ該金澤學
軍士官學校及幼年
は七名を出し現在
り又同校より既
者も數名あり又入
者も七八名ある由
りには蘇雨の節に
て先月廿九日に一
又河水も將に溜れ
れたる處あり左れ
まで至らず○コ
厘の者が一銀二厘
の二倍に引き上げ
○秋田近況 同地
署内に數習所を設
名尋常教習生十五
り人撰外に傳習
り去る六日試験の
の大意を教授する
中の教習所落成の
と○秋田第四十八
年一割二分なりし
進會へ農商務大臣
月下旬出京の都合
辨吉氏が大に同會
臣に面會の上地方
○支那新聞の畫刊
タイヌ新聞に關
せしが今年又廣東
端を近々畫報する

支那人の損害賠償案 去る六月四日北米合衆國上
院に於て昨年九月ワイオミングのロックス スプリングの
暴擧に於て支那人の被りたる損害に對し十五萬弗の賠
償を與ふるの議案を議決したる由に既に前院に記せし
が當時此議案は反對きたるは上院議員コックレル氏一
人にして其反對論の要旨は右暴擧に就き官の筋に遠去
たる報告書に由れば暴擧の際損害を被り其賠償を請求
するもの皆外國人なり此外國人即ち支那人の米國に
來りたるは恰も奴隸の形にて來りたるものとして支那
政府も能く之を認知せり又此支那人は其工銀は下廉な
るが爲めに米國労働者の職を奪ひざるものにはならずや
斯る支那人又は他の外國人に米國人民より大なる賠償
の權利を與るは實に不當のふとに於て當初大統領及び
外務卿が此議案を提出したる趣意は法律上は義務より
起りたることと非ずして單に支那人を懲むの心より出
でたるに過ぎざるありと云ふに在りしと